

令和5年1月13日

監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書

協同組合 広島マリンワールド 殿

法 務 大 臣 齋 藤 健



厚生労働大臣 加 藤 勝 信



平成30年1月22日付け許可番号 許1709001490による貴殿に対する許可については、下記の理由により次の許可条件を付して行います。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（許可条件）

- 1 実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。
- 2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第29条第2項又は第52条第1号若しくは第16号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業を除く。
- 3 実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。

記

（理由）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種について監理団体が技能実習計画を作成指導することができる範囲に限定するとともに、実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍について監理団体が相談応需体制を整備している範囲に限定するため。